

容器包装リサイクル法の見直しに関する意見書

一般廃棄物の約6割を占める容器包装のリサイクルを行うため、平成9年4月に容器包装リサイクル法が施行されました。施行後、リサイクル率は上がりましたが、使い捨て型(ワンウェイ容器)の大量生産・大量使用の構造は見直されていないため、排出抑制に結びついておりません。その一方で、地方自治体は、リサイクルコストの約7割を占める収集・分別・保管を義務づけられ、分別収集に積極的に取り組む地方自治体の財政を圧迫しております。また、これらに要する費用が税金負担の構造では、生産者にもごみ減量に取り組む社会的使命を果たす積極的意欲が働かないことから、容器選択権のある生産者の責任を明確にしない限り、大量廃棄にかわる大量リサイクルに際限なく税金を使い続けることになります。

さらに、この法律は、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rの優先順位を明確にしたとされる循環型社会形成推進基本法の本質からも矛盾しております。

よって、政府におかれては、容器包装リサイクル法を改正し、同法に次の事項を盛り込まれるよう、強く要望します。

- 1 収集・分別・保管の費用については、生産者責任を明確にすること。
- 2 発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の優先順位で推進するさまざまな手法を盛り込むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成16年3月23日

(提出先)内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、経済産業大臣、環境大臣